

長崎大学大学院経済学研究科

博士前期課程 経済経営政策専攻

博士後期課程 経営意思決定専攻

履 修 案 内

令和8年度

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS

NAGASAKI UNIVERSITY

目 次

経済学研究科の概要と教育研究内容

I	博士前期課程経済経営政策専攻	1~11
1	授業計画	
2	授業カレンダー	
3	教育理念, 教育目的, ディプロマ・ポリシー, 専攻及びコース	
4	修了要件	
5	履修するコース及び指導教員の決定	
6	研究コース	
6-1	研究コースの教育内容	
6-2	研究コースの講義・演習科目	
6-3	研究コースの履修基準	
6-4	研究コースの履修スケジュール	
6-5	研究コースの履修条件	
6-6	学位等	
7	経営学修士コース	
7-1	経営学修士コースの教育内容	
7-2	経営学修士コースの講義・演習科目	
7-3	経営学修士コースの履修基準	
7-4	経営学修士コースの履修スケジュール	
7-5	経営学修士コースの履修条件	
7-6	学位等	
8	教育方法の特例	
II	博士後期課程経営意思決定専攻	13~18
1	授業計画	
2	授業カレンダー	
3	専攻及び教育目的	
4	教育内容	
5	履修方法	
6	ディプロマ・ポリシー	
7	修了要件	
8	履修のスケジュール	
9	学位等	

III	博士前期課程・博士後期課程共通事項	19~20
1	既修得単位	
2	トランスファラブルスキル	
3	学生への通知・連絡	
4	研究指導計画書	
5	長期履修制度	
6	休学・退学等の手続き	
7	奨学金・授業料免除等	
8	海外渡航届	
9	各種証明書の交付	
10	考査成績の発表及び成績評価に関する疑義申立て	
11	研究倫理	
12	大学院生研究室の利用	
13	就職に関する情報	
14	その他	
IV	規則	21~86
1	長崎大学大学院学則	
2	長崎大学学位規則	
3	長崎大学大学院経済学研究科規程	
4	長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程	
5	長崎大学長期履修規程	
6	長崎大学大学院経済学研究科博士前期課程の学位審査に伴う論文報告会及び論文提出に関する取扱要領	
7	長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程の学位審査に伴う論文報告会及び論文提出等に関する取扱要領	
8	長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程を経ない者に係る学位審査に伴う論文提出等に関する取扱要領	
9	長崎大学経済学研究科における長期履修の取扱いに関する内規	
V	図書館利用案内	87~90
VI	経済学部配置略図	91~93

I 経済学研究科の概要と教育 研究内容

博士前期課程 経済経営政策専攻

令和8年度経済学研究科博士前期課程授業計画

〈学期区分〉

➤第1セメスター

1	入学式	4月 2日 (木)
2	オリエンテーション	4月 4日 (土)
3	授業開始	4月 7日 (火)
4	履修登録期間	4月 7日 (火) ~ 4月 20日 (月)
5	開学記念日	5月 31日 (日)
6	授業終了	7月 30日 (木)
7	授業、補講又は定期試験期間	7月 31日 (金) ~ 8月 6日 (木)
8	夏季休業	8月 7日 (金) ~ 9月 27日 (日)

➤第2セメスター

1	授業開始	9月 28日 (月)
2	履修登録期間	9月 28日 (月) ~ 10月 11日 (日)
3	冬季休業	12月 25日 (金) ~ 1月 3日 (日)
4	授業終了	2月 1日 (月)
5	授業、補講又は定期試験期間	2月 2日 (火) ~ 2月 8日 (月)

➤授業の曜日及び時間帯

校時	授 業 時 間	摘 要
I 校 時	8 : 50~10 : 20	通常の授業時間帯
II 校 時	10 : 30~12 : 00	
III 校 時	12 : 50~14 : 20	
IV 校 時	14 : 30~16 : 00	
V 校 時	16 : 10~17 : 40	
VI 校 時	18 : 00~19 : 30	特例による夜間の授業時間帯
VII 校 時	19 : 40~21 : 10	

令和8年度 博士前期課程 授業カレンダー

第1 Semester: 4月7日(火)～8月6日(木)

第2 Semester: 9月28日(月)～2月8日(月)

	日	月	火	水	木	金	土
2026年	29	30	31	1	△	3	□
4月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	○(29)	30	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
5月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
6月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
7月	12	13	14	15	16	17	18
	19	○(20)	→	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
8月	9	10	○(11)	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
9月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	○(21)	○(22)	○(23)	24	25	26
	27	28	29	30			

授業回数

15 15 15 15 15 15

	日	月	火	水	木	金	土	
9月	27	28	29	30	1	2	3	
10月	4	5	6	7	8	9	10	
	11	○(12)	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
	1	2	○(3)	4	5	6	7	
11月	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	○(19)	20	21	
	22	○(23)	24	25	26	27	28	
	29	30	1	2	3	4	5	
12月	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31	○(1)	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	2027年 1月	10	○(11)	12	13	14	○(15)	○(16)
		17	18	○(19)	20	21	22	23
24		25	○(26)	27	28	○(29)	30	
31		1	2	3	4	5	6	
2月	7	8	9	10	○(11)	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	○(23)	24	25	26	27	
	28	1	2	3	4	5	6	
3月	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	○(21)	○(22)	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				

授業回数

15 15 15 15 15 15



入学式



オリエンテーション



祝祭日・休日



休業日等(11/19学校推薦型選抜Ⅰ、1/15大学入学共通テスト準備、1/16大学入学共通テスト、1/19臨時休業日、1/26外国人留学生選抜、1/29総合型選抜Ⅱ)



授業日



授業、補講又は定期試験日



予備日(原則として当該曜日開講科目に限り利用可能)(4/30, 5/1, 5/2, 7/30, 11/18)



月曜日授業 (7/21)



火曜日授業 (12/23)



金曜日授業 (12/24)

3 教育理念, 教育目的, ディプロマ・ポリシー, 専攻及びコース

経済学研究科博士前期課程は、「経済社会の問題にかかる研究及び解決に取り組む高度専門職業人を輩出することによって、経済社会の持続的発展に貢献する」という教育理念の下で、「社会的枠組みの再編が進む中、多様な学問領域からの接近が求められる経済社会の問題について、研究及び実践的な解決に取り組む人材を育成するために、体系的知識の教授と応用力の涵養、ひいては深遠な問題を追究する研究能力や実践的問題解決能力を培う」という教育研究上の目的の達成を目指している。

具体的には、次のディプロマ・ポリシーに示された能力の習得を促す。

DP-1：情報収集能力と処理能力を身につけ、現代の経済・経営課題を分析することができる。

DP-2：現代社会で要請される問題に対して、実践的な解を提示することができる。

DP-3：自ら設定した課題に対して総合的・学際的な研究を行うことができる。

このような能力を修得するために、「経済学」と「経営学」を総合した「経済経営政策専攻」という1専攻制をとっている。これは、現実の経済社会の問題を解決する「政策」を見出すためには、特定の学問領域にとらわれることのない「経済学」と「経営学」を横断する教育・研究体系が必要とされるからである。

また、特定の専門領域や問題分野において、幅広い体系的知識とそれに基づく応用力（思考力、技法）をもって深遠な問題を追究する研究能力を有する者を育成する研究コース、特定の専門領域や問題分野において、幅広い体系的知識とそれに基づく応用力（思考力、技法）をもって実践的問題解決能力を有する者を育成する経営学修士コースを設けている。

4 修了要件

本研究科博士前期課程を修了するために必要な要件は次のとおりである。

- ・本研究科博士前期課程に2年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げたものは在学期間の短縮を認められることがある。
- ・履修基準に従って30単位以上を修得すること。
- ・学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

5 履修するコース及び指導教員の決定

① 履修するコースの決定

入学後に開かれる履修に関するオリエンテーション後、4月末の指定した日までに履修するコースを決定し、所定の様式により下記の指導教員と併せて研究科長に届け出る。

② 指導教員の決定

指導教員は履修指導及び修士論文の作成・研究指導を担当する教員であり、学生ごとに次の方法により4月末日までに決定し、上記、履修コースの決定に併せて研究科長に届け出る。

- ・学生は、入学後に開かれる履修に関するオリエンテーションにて、指導教員について教務担当教員等への相談を経て、博士前期課程の研究指導資格を持つ教員の中から研究指導を希望する教員を選び、個別に連絡をとって教員の承諾を得る。
- ・承諾を得た指導教員とともに、研究課題の決定及び副指導教員の必要性（必要に応じて1～2名）について協議する。
- ・学生は、協議結果を基に所定の様式により希望する教員（複数教員の指導を受ける場合は、副指導教員になる教員を含む）の氏名及び研究課題を研究科長に届け出る。
- ・学生の届出内容を研究科長が研究科教授会に付議し、同教授会にて最終的に決定する。

6 研究コース

6 - 1 研究コースの教育内容

研究コースにおいては、学生の問題意識や指導教員による助言などを踏まえながら、多様な領域の講義を受講するとともに、修士論文の執筆を進める。

6 - 2 研究コースの講義・演習科目

研究コースにおいて開講される科目は次のとおりである。

区分	科目名	単位数		講義 形態	ディプロマ・ポリシー			
		必修	選択		DP-1	DP-2	DP-3	
基礎講義科目	マクロ経済学		2	講義	○			
	ミクロ経済学		2	講義	○			
	データ・アナリシス		2	講義	○			
	統計学		2	講義	○			
	経営学		2	講義	○			
	会計学		2	講義	○			
特化講義科目	経済系	公共政策特講		2	講義		○	
		世界経済論特講		2	講義		○	
		地域経済特講		2	講義		○	
		開発経済学特講		2	講義		○	
		国際経済政策特講		2	講義		○	
		経済政策特講		2	講義		○	
		国際経済学特講		2	講義		○	
		労働経済学特講		2	講義		○	
		応用ミクロ経済学特講		2	講義		○	
		経済・経営史特講		2	講義		○	
		財政学特講		2	講義		○	
		理論経済学特講Ⅰ		2	講義		○	
		理論経済学特講Ⅱ		2	講義		○	
		応用統計学特講		2	講義		○	

特 化 講 義 科 目	経済系	公共経済学特講		2	講義		○	
		計量経済学特講		2	講義		○	
		応用数理特講		2	講義		○	
		ゲーム理論特講		2	講義		○	
	経営系	経営学原理特講		2	講義		○	
		企業管理特講		2	講義		○	
		人的資源管理特講		2	講義		○	
		経営組織論特講		2	講義		○	
		経営戦略論特講		2	講義		○	
		マーケティング特講		2	講義		○	
		企業論特講		2	講義		○	
		経営史特講		2	講義		○	
		経営情報分析特講		2	講義		○	
		数理計画法特講		2	講義		○	
		最適化モデル分析特講		2	講義		○	
	金融・会計・財務系	金融システム特講		2	講義		○	
		金融論特講Ⅰ		2	講義		○	
		金融論特講Ⅱ		2	講義		○	
		国際金融論特講		2	講義		○	
		保険学特講		2	講義		○	
		現代ポートフォリオ理論特講		2	講義		○	
		財務会計特講		2	講義		○	
		原価計算特講		2	講義		○	
		現代会計特講		2	講義		○	
		会計制度特講		2	講義		○	
		管理会計特講		2	講義		○	
	コミュニケーション・法律系	日本・アジア国際関係特講		2	講義		○	
		異文化コミュニケーション特講		2	講義		○	
		比較公法特講		2	講義		○	
		経済法特講		2	講義		○	
		租税法特講		2	講義		○	
		民法特講		2	講義		○	
		会社法特講		2	講義		○	
演 習			10		演習		○	

研究コースの特化講義科目に記された「系」は、科目を選択する際の日安となるように科目を区分したものであり、「○○系から△単位など」単位の取得にかかる制約、担当教員の所属等を示すものではありません。

6 - 3 研究コースの履修基準

履修基準（最低修得単位数の合計は 30 単位）は次のとおりである。

- ・基礎講義科目（選択 8 単位）
1 年次第 1 セメスターにおいて、8 単位（4 科目）以上を修得すること。ただし、指導教員が教育上有益と認め研究科教授会の承認を得た場合は、このうちの全部または一部を特化講義科目の単位で代えることができる。
- ・特化講義科目（選択 12 単位）
特化講義科目から 12 単位（6 科目）以上を修得すること。
- ・演習（個別研究・修士論文、必修 10 単位）
1 年次第 1 セメスターから 2 年次第 1 セメスターまで各セメスターとも週 1 回授業を行う。
2 年次第 2 セメスターにおいては週 2 回授業を行う。
- ・経営学修士コースの授業科目の履修
指導教員が教育上有益と認めたときは、経営学修士コースの授業科目（コース科目に限る）から 4 単位（2 科目）を限度として履修することができる。ただし、課程修了に必要な単位数には含めない。
- ・学部の授業科目の履修
研究科教授会が必要と認めたときは、学部の授業科目を受講することができる。

6 - 4 研究コースの履修スケジュール

履修のスケジュールは原則として次のとおりである。数字は修得すべき単位数。

第 1 学年		第 2 学年	
第 1 セメスター	第 2 セメスター	第 1 セメスター	第 2 セメスター
基礎講義科目 (8)			
特化講義科目 (12)			
演習 (個別研究・修士論文) (10)			

6 - 5 研究コースの履修条件

① 履修手続き

学生は指導教員の指導を受けた上で、毎学年、各セメスターの指定の期日までに当該セメスターの履修登録を行わなければならない。

学生が1セメスターに履修できる単位数は12単位までとする。ただし、指導教員が必要と認めた場合はこの限りではない。

② 履修方法

・基礎講義科目

基礎講義科目は6科目（マクロ経済学，ミクロ経済学，データ・アナリシス，統計学，経営学，会計学）が設定されている。基礎講義科目は学生の教育研究活動の基礎的知識を習得させることを目的としており，これらを履修することによって以後の研究と修士論文の作成における重要な基盤を形成することとなるので，履修基準に従って履修すること。授業はVI，VII校時に開講される。

・特化講義科目

特化講義科目は各セメスターに開講されるが，修士論文の作成に必要な時間を考慮し，2年次第1セメスターまでに履修基準に定める単位を修得することが望ましい。

・演習（個別研究・修士論文）

指導教員の指導を受けながら，修士論文を執筆するために研究を行う。1年次第1セメスターから2年次第2セメスターまで履修する。なお，修士論文については，原則として次の時期に報告会を開催する（取扱要領第2条）。

2年次5月 テーマ報告会（報告10分，質疑応答5分）

2年次7月 中間報告会（報告15分，質疑応答5分）

2年次11月 最終報告会（報告15分，質疑応答5分）

3回の報告会に参加し，テーマ報告，中間報告，最終報告の順に発表を終えなければ修士論文を提出することはできない。

6 - 6 学位等

①学位論文の審査

修士論文の提出資格，提出手続き，審査方法等については，長崎大学学位規則等に定めるところによる。

②学位

本研究科博士前期課程（研究コース）の修了要件を満たした学生に対しては，研究の内容に応

じて「修士（経済学）」または「修士（経営学）」の学位を授与する。

学生は、2年次の指定の期日までに「修士（経済学）」または「修士（経営学）」のいずれかの申請学位を選択し、所定の様式により研究科長に届け出ねばならない。また、申請学位の変更を希望する場合は、指導教員の承認を得て、所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

7 経営学修士コース

7-1 経営学修士コースの教育内容

経営学修士コースにおいては、学生の問題意識や指導教員による助言などを踏まえながら、多様な領域の講義を受講するとともに、課題レポートの執筆を進める。

7-2 経営学修士コースの講義・演習科目

経営学修士コースにおいて開講される科目は次のとおりである。

区分	科目名	単位数		講義 形態	ディプロマ・ポリシー		
		必修	選択		DP-1	DP-2	DP-3
ベーシック科目	経営学	2		講義	○		
	会計学	2		講義	○		
	データ・アナリシス	2		講義	○		
	経済学		2	講義	○		
	取引法		2	講義	○		
コース科目	経営戦略		2	講義		○	
	経営組織		2	講義		○	
	マーケティング		2	講義		○	
	企業論		2	講義		○	
	人的資源管理		2	講義		○	
	経営情報		2	講義		○	
	経済・経営史		2	講義		○	
	会社法		2	講義		○	
	財務会計		2	講義		○	
	管理会計		2	講義		○	
	コスト・マネジメント		2	講義		○	
	国際会計		2	講義		○	
	現代ポートフォリオ		2	講義		○	
	金融システム		2	講義		○	
	インターナショナル・ファイナンス		2	講義		○	
保険学		2	講義		○		
アジア市場分析		2	講義		○		
アジア・ビジネス・マネジメント		2	講義		○		
演習	リサーチ・メソッド	2		演習			○
	テーマ・サーベイ	2		演習			○
	プロジェクト・スタディ	6		演習			○

7 - 3 経営学修士コースの履修基準

履修基準（最低修得単位数の合計は 30 単位）は次のとおりである。

- ・ベーシック科目（必修 6 単位，選択 2 単位の計 8 単位）
1 年次において，経営学，会計学及びデータ・アナリシスの必修 6 単位（3 科目）を含む，計 8 単位（4 科目）以上を修得すること。
- ・コース科目（選択 12 単位）
12 単位（6 科目）以上を修得すること。
- ・演習（必修 10 単位）
1 年次第 1 セメスターにリサーチ・メソッド 2 単位，1 年次第 2 セメスターにテーマ・サーベイ 2 単位及び 2 年次にプロジェクト・スタディ 6 単位の計 10 単位を修得すること。
- ・研究コースの授業科目の履修
指導教員が教育上有益と認めたときは，研究コースの授業科目（特化講義科目に限る）から 4 単位（2 科目）を限度として履修することができる。ただし，課程修了に必要な単位数には含めない。
- ・学部の授業科目の履修
研究科教授会が必要と認めたときは，学部の授業科目を受講することができる。

7 - 4 経営学修士コースの履修スケジュール

履修のスケジュールは原則として次のとおりである。数字は修得すべき単位数。

第 1 学年		第 2 学年	
第 1 セメスター	第 2 セメスター	第 1 セメスター	第 2 セメスター
ベーシック科目 (8)			
コース科目 (12)			
演 習			
リサーチ・メソッド (2)	テーマ・サーベイ (2)	プロジェクト・スタディ (6) (4)	(2)

7 - 5 経営学修士コースの履修条件

①履修手続き

学生は指導教員の指導を受けた上で、毎学年、各セメスターの指定の期日までに当該セメスターの履修登録を行わなければならない。

学生が1セメスターに履修できる単位数は12単位までとする。ただし、指導教員が必要と認めた場合はこの限りではない。

② 履修方法

・ベーシック科目

ベーシック科目は1年次第1セメスターに履修する科目で5科目（経営学，会計学，データ・アナリシス，経済学，取引法）が設定されている。

ベーシック科目は学生の教育研究活動の基礎的知識を習得させることを目的としており，これらを履修することによって以後の研究と課題レポートの作成における重要な基盤を形成することとなるので，履修基準に従って履修すること。授業は希望する学生が全員履修可能なVI，VII校時に開講される。

・コース科目

コース科目は原則1年次第2セメスターに履修する科目で，履修基準に従って履修すること。授業は原則としてVI，VII校時及び土曜日に開講される。

・演習

演習（リサーチ・メソッド，テーマ・サーベイ，プロジェクト・スタディ）は2年間にわたって学生が自ら設定したテーマについて行う個人研究である。コースワークで得た幅広い体系的知識を応用する力を身に付けるとともに問題解決能力を高めるために，フィールドワーク（インタビュー／アンケート調査）や公表データの調査・分析などのリサーチを含み，原則土曜日に開講するものとする。

1年次第1セメスターではリサーチ・メソッドに関する集合教育（2単位）とし，1年次第2セメスターでテーマ・サーベイ（2単位）を行い，2年次にリサーチを含むプロジェクト・スタディ（6単位）を実施して課題レポートにまとめるものとする。

なお，課題レポートについては，原則として次の時期に報告会を開催する（取扱要領第2条）。

2年次5月	テーマ報告会（報告10分，質疑応答5分）
2年次7月	中間報告会（報告15分，質疑応答5分）
2年次11月	最終報告会（報告15分，質疑応答5分）

3回の報告会に参加し，テーマ報告，中間報告，最終報告の順に発表を終えなければ課題レポートを提出することはできない。

7 - 6 学位等

①学位論文の審査

課題レポートに基づき論文審査を行う。その提出資格、提出手続、審査方法等については、長崎大学学位規則等に定めるところによる。

②学位

本研究科博士前期課程（経営学修士コース）の修了要件を満たした学生に対しては、「修士（経営学）」の学位を授与する。

8 教育方法の特例

本研究科では夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う方法（大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例）を実施する。

- ①夜間の授業時間帯を2時限（Ⅵ校時:18:00～19:30 及びⅦ校時:19:40～21:10）設ける。また、一部の科目を土曜日に開講する。
- ②経営学修士コースのベーシック科目は1年次の第1セメスターのⅥ、Ⅶ校時に開講する。経営学修士コースのコース科目は原則Ⅵ、Ⅶ校時に開講する。
- ③上記の他、特に必要と認められる場合は特定の時間または時期に授業または研究指導を行うことがある。

9 教育職員免許状について

高等学校教諭1種免許状（商業）を有する者は、本研究科博士前期課程において所定の単位を修得すれば、高等学校教諭専修免許状（商業）を取得することができる。

ただし、教育職員免許状取得に必要な科目は、修了要件科目と異なる場合があるので、1年次第1セメスターの履修登録前に大学院係に相談すること。

Ⅱ 経済学研究科の概要と教育 研究内容

博士後期課程 経営意思決定専攻

令和8年度経済学研究科博士後期課程授業計画

〈学期区分〉

➤第1セメスター

1	入学式	4月 2日 (木)
2	オリエンテーション	4月 4日 (土)
3	授業開始	4月11日 (土)
4	履修登録期間	4月11日 (土) ~ 4月25日 (土)
5	開学記念日	5月31日 (日)
6	授業終了	7月25日 (土)
7	授業、補講又は定期試験期間	8月 1日 (土)
8	夏季休業	8月 2日 (日) ~ 10月 2日 (金)

➤第2セメスター

1	授業開始	10月 3日 (土)
2	履修登録期間	10月 3日 (土) ~ 10月17日 (土)
3	冬季休業	12月20日 (日) ~ 1月 8日 (金)
4	授業終了	1月30日 (土)
5	授業、補講又は定期試験期間	2月 6日 (土)

➤授業の曜日及び時間帯

校時	授 業 時 間	摘 要
I 校 時	8 : 50~10 : 20	通常の授業時間帯
II 校 時	10 : 30~12 : 00	
III 校 時	12 : 50~14 : 20	
IV 校 時	14 : 30~16 : 00	
V 校 時	16 : 10~17 : 40	
VI 校 時	18 : 00~19 : 30	特例による夜間の授業時間帯
VII 校 時	19 : 40~21 : 10	

令和8年度 博士後期課程 授業カレンダー

第1セメスター：4月11日（土）～8月1日（土） 第2セメスター：10月3日（土）～2月6日（土）

	日	月	火	水	木	金	土
2026年	29	30	31	1	△	3	□
4月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	○	30	1	2
5月	○	○	○	○	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
6月	31	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
7月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	○	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	■
8月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	○	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
9月	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	○	○	○	24	25	26
	27	28	29	30			

授業回数

15

	日	月	火	水	木	金	土
9月	27	28	29	30	1	2	3
10月	4	5	6	7	8	9	10
	11	○	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	○	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	○	20	21
	22	○	24	25	26	27	28
12月	29	30	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	○	2
	2027年	3	4	5	6	7	8
1月	10	○	12	13	14	○	○
	17	18	○	20	21	22	23
	24	25	○	27	28	○	30
	31	1	2	3	4	5	■
2月	7	8	9	10	○	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	○	24	25	26	27
	28	1	2	3	4	5	6
3月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	○	○	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

授業回数

15

- △ …… 入学式
- …… オリエンテーション
- …… 祝祭日・休日
- …… 休業日等(11/19学校推薦型選抜Ⅰ、1/15大学入学共通テスト準備、1/16大学入学共通テスト、1/19臨時休業日、1/26外国人留学生選抜、1/29総合型選抜Ⅱ)
- …… 授業日
- …… 授業、補講又は定期試験日
- …… 予備日(5/2)

3 専攻及び教育目的

経済学研究科博士後期課程は、経営意思決定専攻の1専攻制である。

本専攻が目指すのは、合理的で迅速な意思決定能力を身につけた、トップマネジメントに代表される組織のリーダー、あるいはその候補者などの育成である。トップマネジメントをはじめとする組織のリーダーに必要な意思決定能力を養成することにより、十分に研究能力を有する高度専門職業人を育成し、経済社会の発展に資することを教育目的としている。

4 教育内容

(1) 講義科目と演習

- ・講義科目は、2つの研究分野（意思決定基礎、意思決定応用）に従い、学生の研究テーマに応じて、意思決定に不可欠な知識を補うために必要な科目を設置する。
「意思決定基礎」の各科目では、意思決定の基礎となるマネジメントの基本的知識及び合理的な意思決定に関する理論とそれを可能にする方法論を探究し、意思決定能力の涵養を図る。
「意思決定応用」の各科目では、企業、自治体、NPO・NGOなどの意思決定主体の環境に関する必要な情報の収集とその分析・整理を行い、解決策を探求することにより意思決定能力の養成を図る。
- ・「演習」は、論文作成過程に沿って3つの段階（テーマサーベイ、リサーチ演習、特別演習）によって構成する。

① 講義科目

分 野	講義科目	単位数
		選択
意思決定基礎	トップマネジメント特論	2
	企業行動原理特論	2
	ゲーム理論特論	2
	数理計画法特論	2
	決定分析特論	2
	経営情報分析特論	2
	経済・経営史特論	2
意思決定応用	人的資源管理特論	2
	会計学特論	2
	企業ファイナンス特論	2
	金融システム特論	2
	国際金融特論	2
	国際経済学特論	2
	現代世界経済特論	2
	開発経済学特論	2
	労働経済学特論	2
	公共経済学特論	2
	ビジネス法特論	2
	地域経済特論	2
	国際関係特論	2

②演習（16単位）

演習	内容	単位数
		必修
テーマサーベイ	研究テーマの具体化のために、先行研究及び参考文献、参考資料、データなどを収集し、研究テーマに関連する理論・研究方針や方法ならびに手順など総括的な観点からサーベイを行う。	4
リサーチ演習	研究テーマについて、参考文献、参考資料、データなどにより、フィールドワークを含む調査研究を行う。また、必要に応じて研究テーマに沿った領域について実務経験のある関連領域アドバイザーを起用した指導体制を採用する。	6
特別演習	テーマサーベイ、リサーチ演習の成果等に基づき、研究テーマに即した解決策の探求に基づく学位論文を作成する。論文の作成過程においては綿密な経過管理を行う。	6

(2) 指導教員等

各学生の研究分野により「意思決定基礎」又は「意思決定応用」の教育研究分野の教員1人が指導教員となる。さらに2人の副指導教員を定めるものとし、そのうち少なくとも1人は指導教員の属する教育研究分野以外の教員とする。各学生の指導教員及び副指導教員は、研究科教授会にこれを付議し、決定する。

また、研究指導において指導教員が必要と認めた場合は、本研究科の教員を関連領域アドバイザーとして指名することがある。

5 履修方法

- (1) テーマサーベイ（必修4単位） 第1年次
- (2) リサーチ演習（必修6単位） 第2年次
- (3) 特別演習（必修6単位） 第3年次

6 ディプロマ・ポリシー

本専攻に3年以上在学して所定の単位（16単位以上）を修得し、以下の能力を有すると認められ、博士論文が審査基準を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（経営学）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- ・DP-1 意思決定の基礎となるマネジメントの基本的知識と意思決定の手法を有する。
- ・DP-2 意思決定に必要な情報の収集と客観的に分析・整理する能力を有する。
- ・DP-3 問題解決への代替案を評価し選択するための十分な科学的意思決定能力を有する。

	開講科目名	講義形態	DP-1	DP-2	DP-3	備考
意思決定基礎	トップマネジメント特論	講義	○			
	企業行動原理特論	講義	○			
	ゲーム理論特論	講義	○			
	数理計画法特論	講義	○			
	決定分析特論	講義	○			
	経営情報分析特論	講義	○			
	経済・経営史特論	講義	○			
意思決定応用	人的資源管理特論	講義		○	○	
	会計学特論	講義		○	○	
	企業ファイナンス特論	講義		○	○	
	金融システム特論	講義		○	○	
	国際金融特論	講義		○	○	
	国際経済学特論	講義		○	○	
	現代世界経済特論	講義		○	○	
	開発経済学特論	講義		○	○	
	労働経済学特論	講義		○	○	
	公共経済学特論	講義		○	○	
	ビジネス法特論	講義		○	○	
	地域経済特論	講義		○	○	
	国際関係特論	講義		○	○	
演習	テーマサーベイ	演習	○			
	リサーチ演習	演習		○	○	
	特別演習	演習	○	○	○	

7 修了要件

学位論文の審査を受けるには、事前に予備審査を経て、論文の審査資格を有することが必要である。予備審査を受けるには、自立して研究活動を行う能力及び学識を有することを示す公表された（公表が決定された）参考論文（p80）があることが必要である。また、予備審査前までに、本専攻で実施する3回の報告会（テーマサーベイ報告会・特別演習中間報告会・博士論文中間報告会）を順次済ませていることが必要である。

学位論文の審査及び最終試験を経て、本研究科教授会において博士の学位にふさわしいものと認められなければならない。

(1) 予備審査までのプロセス（標準）

- ①テーマサーベイ報告会 1年次の第2 Semester（テーマサーベイの何れかの時間）
- ②特別演習中間報告会 2年次の第2 Semester（リサーチ演習の何れかの時間）
- ③博士論文中間報告会 3年次の第1 Semester（特別演習の何れかの時間）
- ④予備審査 3年次の第2 Semester（11月）

8 履修のスケジュール(標準)

履修年次のスケジュールは次のとおりである。

第1年次		第2年次		第3年次	
第1 Semester	第2 Semester	第1 Semester	第2 Semester	第1 Semester	第2 Semester
講義 (選択) 論文作成に必要な科目を履修					
演習 (必修: 16 単位)					
テーマサーベイ (4 単位) ○指導教員・副指導教員による指導		リサーチ演習 (6 単位) ○指導教員・副指導教員による指導		特別演習 (6 単位) ○指導教員・副指導教員による指導	
	テーマサーベイ 報告会		特別演習中間 報告会	博士論文中間 報告会	
参考論文公表・学会報告					予備審査 学位審査

9 学位等

(1) 学位論文の審査

博士論文の提出資格、提出手続き、審査方法等については、長崎大学学位規則等に定めるところによる。

<学位論文の審査基準>

学位論文は、以下の①～④に示す基本要件の観点から評価を行う。

① 独創性及び新規性

独自の考えや新たな知見をもった研究内容が、論文の中心的な内容であること。

② 貢献度

研究の位置づけ、研究方法及び貢献内容が明瞭であること。

③ 論証可能性

主張する内容についての正誤ないし当否が、客観的な論証の対象となること。

④ 完成度

内容が論理的に展開されており、構成、注釈及び文献引用の形式などが論文として適切であること。

また、学位論文の審査及び最終試験を経て、本研究科教授会において博士の学位にふさわしいものと認められなければならない。

(2) 学位の授与

本課程の修了要件を満たした学生に対しては、「博士 (経営学), Doctor of Business Administration (DBA)」の学位を授与する。

Ⅲ 博士前期課程・博士後期課程 共通事項

Ⅲ 共通事項

1 既修得単位

長崎大学大学院学則第 15 条の4の規定に基づき既修得単位の認定申請を行う場合、評価はすべてB評価として取り扱う。授業料免除申請を行う場合は注意すること。

2 トランスファラブルスキル

学生が社会で広く活用できる汎用的なスキル（トランスファラブルスキル）等を身に付けて修了できるようカリキュラムが編成されており、組織的かつ体系的な教育・研究指導を通じて修得すべきスキル・資質・能力と、それに対応するプログラムを整理した上でそれらを可視化した証明書の発行を行っている。詳細は経済学研究科 HP に掲載。

3 学生への通知・連絡

学生へ通知及び連絡を要する事項は、基本的に大学院系の前に設置してある大学院生用掲示板に掲示するが状況によってはメール等で通知するので、見落とさないよう注意すること。

4 研究指導計画書

長崎大学大学院学則第 7 条 2 第 1 項の規定に基づき、研究指導の方法、内容並びに計画を明示する研究指導計画書を指定された期日までに学生ごとに作成する必要があるため、指導教員（副指導教員を含む）と学生は、打ち合わせを行い手順に沿って指定の様式を作成すること。

- (1) 学生と打ち合わせを行い、研究指導計画を作成する。
- (2) 指導教員氏名欄（副指導教員がいる場合は副指導教員も含む。）に記名し、大学院係へ提出する。
- (3) 指導教員は、必要に応じて研究指導計画の見直しを行う。

5 長期履修制度

標準修業年限での修学が困難な事情にある者（①職業を有し、就業している者 ②家事、育児、介護等に従事している者 ③障がいのある者）については、標準修業年限に納付すべき授業料で標準修業年限の 2 倍までの履修期間を申し出て認定を受ける制度である。

申請期間は限られているので、事前に余裕をもって大学院係に相談すること。

6 休学・退学等の手続き

休学・退学等の手続きをとる必要が生じた場合は、指導教員の承認を得た上で、大学院係に関係書類を提出すること。

7 奨学金・授業料免除等

奨学金、授業料免除等の詳細については、学生支援センター（文教地区）に問い合わせること。

8 海外渡航届

目的に関わらず、海外へ行く際には大学へ「海外渡航届」を提出する必要がある。経済学研究科のホームページから「海外渡航システム」へアクセス、渡航申請登録後に指導教員の承認を得ること。帰国後は、速やかに帰国届を登録すること。

(http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/m/guidance.html)

9 各種証明書の交付

各種証明書の発行については下記のとおり。

証明書の種類	発行方法等注意事項
・在学証明書 ・成績証明書 ・修了見込証明書 ・健康診断証明書	・自動発行機で随時発行可能（平日：8：30～21：00） ・厳封が必要な場合は、自動発行機で発行した証明書を持って大学院係へ依頼すること。 ・証明書発行サービス（有料）の利用も可。

<ul style="list-style-type: none"> ・通学証明書 県営バス 長崎バス 長崎電気軌道 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付を希望する日の3日前までに、大学院係へ申し込むこと。 ・証明書の受け取りの際には学生証の提示が必要。
--	--

10 考査成績の発表及び成績評価に関する疑義申立て

考査成績は、学務情報システム（NU-Web システム）で確認できる。なお、不明な点がある場合は、ただちに大学院係へ問い合わせること。

第1 セメスター、第2 セメスターそれぞれに成績公開日を掲示板で通知するので、各自速やかに成績結果を確認すること。

成績結果に疑義がある場合は、第1 セメスター、第2 セメスターそれぞれに掲示板にて別途通知する期間内において、成績結果に対する疑義申立てを行うこと。

疑義申立てを行うときは「成績評価に関する疑義申立書」を提出すること。

11 研究倫理

学生は、自らの研究活動において次に掲げる不正行為を為してはならない。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

学生が発表した研究成果の中に不正行為が確認された場合、処分等の措置がとられることがある。

12 大学院生研究室の利用

- ① 利用時間は、原則として、休日を除く平日と土曜日の6時から22時までとする。
- ② やむを得ず学生が時間外(大学が休業日となる日を除く平日と土曜日の22時～翌6時)と日曜日や祝日等に学習・研究のために大学の施設(附属図書館を除く)を利用する場合には事前に指導教員の許可を得て、利用日の前日の16時までに「時間外学習・研究許可申請書」を大学院係へ提出すること。
- ③ 学生には、経済学部本館・新館入館用のカードを貸与する。各自が責任を持って管理し、学生としての身分がなくなった時は直ちに大学院係へ提出すること。
- ④ 大学院生研究室は学生の共同利用であるので、相互に協調して利用すること。
- ⑤ 利用後は、後片付けをした上、火気の確認、消灯及び施錠を行うこと。
- ⑥ 室内に設置してあるものを改造したり、室外に持ち出したりしないこと。また、室内に研究に使用するもの以外の私物を持ち込まないこと。

なお、設置してあるものが破損、又は故障した場合は、大学院係へ申し出ること。院生の責に帰する事由により破損又は故障した場合は、弁済を求める事があるので注意すること。

13 就職に関する情報

大学院の就職情報は就職相談室及び本館1階図書館側掲示板に学部の就職情報と一緒に掲示されています。また、長崎大学キャリアセンター（<https://www.career.nagasaki-u.ac.jp/student/>）にも就職情報がありますので、HPでイベントなど確認すること。

14 その他

学生の賞罰、福利厚生、健康管理、奨学金、各種施設(図書館、課外活動施設等)の利用などについては、長崎大学学則をはじめ、学部学生に関する諸規定等が準用される。これらは、「長崎大学経済学部学生便覧」（https://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/under_g/guidance.html）に記載されているので、よく読んでおくこと。

IV 規則集

1 長崎大学大学院学則

平成16年4月1日

学則第2号

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）

第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）

第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）

第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）

第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）

第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）

第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については，この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科及び学環は，研究科若しくは専攻又は学環ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程又は学環規程に定め，公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を受け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科及び学環の専攻，課程，収容定員等)

第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は，次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	
		前期2年の課程	博士課程
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻	修士課程	
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	
プラネタリーヘルス学環	—	後期3年の課程	博士課程

- 2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。
- 3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は，ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

6 プラネタリーヘルス学環は、第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科、医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下、実施する博士後期課程とする。

7 研究科及び学環の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年)とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

7 プラネタリーヘルス学環博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第5条の2 第15条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程(博士前期課程を含む。)については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程を修了した者が博士課程に入学し、修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年, 学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年, 学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科を除く。)及び学環は、当該研究科及び専攻並びに学環の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科及び学環は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する研究科及び他の大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第7条の6 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本学大学院に置かれる2以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該2以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織を置くことができる。

（教育方法）

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）及び学環における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科及び学環における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法については、各研究科及び学環において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科又は学環が教育上有益と認めるときは、研究科規程又は学環規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科及び学環は、当該研究科及び学環の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科若しくは専攻又は学環における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、他の研究科若しくは専攻又は学環の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科及び学環の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科及び学環と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科又は学環の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科又は学環において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(特別の課程の履修等)

第15条の3 学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学

修について、教育上有益であると認めるときは、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位（教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条の4 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- (3) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）の履修生として修得した単位

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第17条 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 削除

2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の4まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて

当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
(博士後期課程の修了要件)

第19条 削除

- 2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、総合生産科学研究科総合生産科学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- 4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。）を修了した者
- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の4まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことがで

きる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の4第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科の教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当

する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科及び学環において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
（博士課程の入学資格）

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもので、
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもので、
- 3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科及び学環の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学、転科又は転学環を願い出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科若しくは学環に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科又は転学環を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学、転科又は転学環を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願、転科願又は転学環願は、所属の学長、研究科長又は学環長の紹介状を添えて、志願する研究科長又は学環長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長又は学環長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て転学の事由が相当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科又は学環に転学環を志望する場合にこれを準用する。

(休学及び復学)

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程を修了し，引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻，経済学研究科経営意思決定専攻，総合生産科学研究科総合生産科学専攻，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあっては，博士後期課程）に進学を志願する者については，各研究科規程及び学環規程の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

第5章 除籍，表彰及び懲戒

（除籍，表彰及び懲戒）

第38条 除籍，表彰及び懲戒に関しては，本学学則第28条，第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料，入学料及び授業料

（検定料等の額及びその徴収方法等）

第39条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

（料金の返還）

第40条 既納の料金は，返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を，第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し，授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が，後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が，在学期間の中で退学し，授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予，授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学，退学，転学等に係る授業料については，本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は，別に定める。

（研究生）

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は，別に定める。

（特別聴講学生）

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。
(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。
(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
- 3 本学大学院の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学科及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学科及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、

連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科又は学環に関し必要な事項は、研究科長又は学環長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科又は学環」、「学部長」を「研究科長又は学環長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則 (令和8年2月20日学則第2号)

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	190		
	小計	315	630	60	190		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	30	60				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態制御			20	80		

	学系専攻						
	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	76	152	105	410		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	10 (5)	30 (15)		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	15 (5)	45 (15)		
プラネタリーヘルス学環	—			5	15		
	小計			5	15		
合計		453	894	186 (5)	663 (15)	28	56

備考

- () 内の人数は、第3条第6項に規定する連携協力研究科から、プラネタリーヘルス学環に活用する入学定員及び収容定員とし、内数とする。
- 収容定員の合計は、令和10年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
		高等学校教諭専修免許状	（英語）
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻（博士前期課程）	高等学校教諭専修免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

2 長崎大学学位規則

平成16年4月1日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文（研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科にお

いて必要でないとき、提出を省略することができる。

- 4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は、審査のため必要があるときは、論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は、返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は、返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科及び学環において定めるものとする。

（論文審査並びに最終試験又は試験及び試問）

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科又は学環の教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科及び学環の教授会は、構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科又は学環の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。

5 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科又は学環の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の教員は、原則として前条第2項の審査委員には加わらないものとし、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）から審査委

員を選出する。ただし、連携外国大学院が認める場合は、当該専攻の研究指導教員の資格を有する本学の者を審査委員とすることができる。

(1) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

(1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員

(2) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等

(3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科又は学環の教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科又は学環の教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科及び学環の教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）における協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経なければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連

携外国大学院との協議の場」という。)における審議を経ていなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長及び学環長は、研究科又は学環の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科の教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員(以下「研究基礎力審査委員」という。)を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科の教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

4 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

5 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。

7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科の教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科の教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士論文研究基礎力審査結果の報告)

第13条の5 研究科長は、研究科の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の可否)

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

（修士又は博士の学位の授与）

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名（以下「構成大学名」という。）を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名（以下「国際連携専攻構成大学名」という。）の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

（専門職学位の授与）

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

（専攻分野の名称）

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

（博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表）

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科又は学環の教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長又は学環長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあつては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあつては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の荣誉を汚辱する行為があつたとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科又は学環の教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経なければならない。

4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長若しくは学環長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日規則第8号)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科に係る学位の授与は、当該研究科が存続する間は、なお従前の例による。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科・学環

研究科・学環	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（情報データ科学），修士（工学），修士（水産学），修士（環境科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（情報データ科学），博士（工学），博士（水産学），博士（環境科学）
		博士課程	博士（情報データ科学），博士（工学），

			博士（水産学），博士（環境科学）
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学）， 修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科学共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	先進予防医学共同専攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
博士後期課程		博士（学術），博士（薬科学）	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生学）， 修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻		
プラネタリーヘルス学環	—	博士後期課程	博士（公衆衛生学）

3 長崎大学大学院経済学研究科規程

平成16年4月1日
経済学研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、精深な学識並びに科学的及び体系的な理論を授けることにより、経済社会において必要な高度の専門知識及び研究能力を有する人材を育成し、経済社会の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程
経済経営政策専攻	博士前期課程
経営意思決定専攻	博士後期課程

2 経済経営政策専攻に次の履修コースを設ける。

専攻	履修コース
経済経営政策専攻	研究コース
	経営学修士コース

3 経営意思決定専攻に次の教育研究分野を置く。

専攻	教育研究分野
経営意思決定専攻	意思決定基礎
	意思決定応用

4 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済経営政策専攻は、社会的枠組みの再編が進む中、多様な学問領域からの接近が求められる経済社会の問題について、研究及び実践的な解決に取り組む人材を育成するために、体系的知識の教授と応用力の涵養、ひいては深遠な問題を追究する研究能力や実践的問題解決能力を培うこと。
- (2) 経営意思決定専攻は、トップマネジメントをはじめとする組織のリーダーに必要な不可欠な意思決定能力を授けることにより、十分に研究能力を有する高度専門職業人を育成し、経済社会の発展に資すること。

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文（博士前期課程の学位論文は、教授会が適当と認めた学生にあっては、課題レポートとする。以下同じ。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 教授会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、学生ごとに、指導教員を定める。

3 前項の場合において、教授会が教育上有益と認めるときは、1人又は2人の副指導教員を定めることができる。ただし、博士後期課程にあっては、2人の副指導教員を定めるものとし、そのうち少なくとも1人は指導教員の属する教育研究分野以外の教員とする。

4 博士後期課程における研究指導において、指導教員が必要と認めるときは、学生の研究領域に合った教育

研究分野の教員を関連領域アドバイザーとして指名することができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 博士前期課程における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、教授会において審議し、研究科長が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

(履修方法等)

第6条 博士前期課程の学生は、前条第1項に規定する授業科目のうちから、別表第3に定めるところにより、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、前条第2項に規定する授業科目のうちから、別表第4に定めるところにより、16単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導に従うものとする。

4 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

第7条 博士前期課程の学生は、教授会において審議し、研究科長が必要と認めたときは、第5条第1項に規定する授業科目のほか、学部の授業科目を受講することができる。

2 研究コースの学生は、指導教員が教育上有益であると認めたときは、経営学修士コースの授業科目（コース科目に限る。）から2科目4単位を限度として履修することができる。

3 経営学修士コースの学生は、指導教員が教育上有益であると認めたときは、研究コースの授業科目（特化講義科目に限る。）から2科目4単位を限度として履修することができる。

4 前2項の場合において、修得した単位は、前条第1項に規定する修得すべき単位数には含めない。

(履修科目の登録)

第8条 学生は、指定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 博士前期課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1セメスター当たり12単位（演習の単位を除く。）までとする。ただし、指導教員が教育上有益であると認めたときは、この限りでない。

(考査及び単位の授与)

第9条 授業科目を履修した学生に対しては、試験、研究報告その他の方法により考査を行う。

2 考査は、各学期末に行う。

3 成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき以上の内容を十分に修得している
	89～80点	A	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき内容を十分に修得している
	79～70点	B	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき内容を修得している

	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を修得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

4 考査に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(追試験)

第10条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった学生に対しては、願い出により研究科長の許可を受けた場合は、追試験を行うことができる。

(他の研究科又は学環及び他の大学院における履修等)

第11条 学則第15条から第15条の3までの規定により、博士前期課程の学生が履修した授業科目及び修得した単位並びに他の大学院において編成する特別の課程における学修は、10単位を限度として、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条の2 学則第15条の4の規定により、博士前期課程の学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第11条の3 学則第15条の4の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本研究科の博士前期課程の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(進学)

第13条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(社会人及び外国人留学生の特別選抜試験)

第14条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、学則第24条及び第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査(以下「特別選抜」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第15条 教授会で審議し、研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(長期履修)

第15条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合には、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第16条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、教授会が指定する期日までに、指導教員を経て、学位規則による所定の書類を研究科長に提出しなければならない。

(最終試験)

第17条 博士前期課程の最終試験は、第6条第1項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第6条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第18条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者及び他の大学院(他の研究科を含む。)の博士前期課程又は修士課程を2年に満たない在学期間をもって修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程又は修士課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(学位の授与)

第19条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程にあつては経済学又は経営学のいずれかとし、博士後期課程にあつては経営学とする。

(科目等履修生)

第20条 研究科の学生以外の者で、研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第21条 研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第22条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、特別の事情があるときは、この限りでない。

(外国人留学生)

第23条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(補則)

第24条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 博士前期課程（研究コース）の授業科目及び単位数

科目の区分等		授業科目	単位数	
			必修	選択
基礎講義科目		マクロ経済学		2
		ミクロ経済学		2
		データ・アナリシス		2
		統計学		2
		経営学		2
		会計学		2
特化講義科目	経済系	公共政策特講		2
		世界経済論特講		2
		地域経済特講		2
		開発経済学特講		2
		国際経済政策特講		2
		経済政策特講		2
		国際経済学特講		2
		労働経済学特講		2
		応用ミクロ経済学特講		2

	経済・経営史特講		2
	財政学特講		2
	理論経済学特講 I		2
	理論経済学特講 II		2
	応用統計学特講		2
	公共経済学特講		2
	計量経済学特講		2
	応用数理特講		2
	ゲーム理論特講		2
経営系	経営学原理特講		2
	企業管理特講		2
	人的資源管理特講		2
	経営組織論特講		2
	経営戦略論特講		2
	マーケティング特講		2
	企業論特講		2
	経営史特講		2
	経営情報分析特講		2
	数理計画法特講		2
	最適化モデル分析特講		2
金融・会計・財務系	金融システム特講		2
	金融論特講 I		2
	金融論特講 II		2
	国際金融論特講		2
	保険学特講		2
	現代ポートフォリオ理論特講		2
	財務会計特講		2
	原価計算特講		2
	現代会計特講		2
	会計制度特講		2
	管理会計特講		2

コミュニケーション・法律系	日本・アジア国際関係特講		2
	異文化コミュニケーション特講		2
	比較公法特講		2
	経済法特講		2
	租税法特講		2
	民法特講		2
	会社法特講		2
演習	演習	10	
計		10	106

2 博士前期課程（経営学修士コース）の授業科目及び単位数

科目の区分等	授業科目	単位数	
		必修	選択
ベーシック科目	経営学	2	
	会計学	2	
	データ・アナリシス	2	
	経済学		2
	取引法		2
コース科目	経営戦略		2
	経営組織		2
	マーケティング		2
	企業論		2
	人的資源管理		2
	経営情報		2
	経済・経営史		2
	会社法		2
	財務会計		2
	管理会計		2
	コスト・マネジメント		2
	国際会計		2
	現代ポートフォリオ		2
金融システム		2	

	インターナショナル・ファイナンス		2
	保険学		2
	アジア市場分析		2
	アジア・ビジネス・マネジメント		2
演習	リサーチ・メソッド	2	
	テーマ・サーベイ	2	
	プロジェクト・スタディ	6	
計		16	40

別表第2（第5条関係）

博士後期課程の授業科目及び単位数

科目の区分等	授業科目	単位数	
		必修	選択
意思決定基礎	トップマネジメント特論		2
	企業行動原理特論		2
	ゲーム理論特論		2
	数理計画法特論		2
	決定分析特論		2
	経営情報分析特論		2
	経済・経営史特論		2
意思決定応用	人的資源管理特論		2
	会計学特論		2
	企業ファイナンス特論		2
	金融システム特論		2
	国際金融特論		2
	国際経済学特論		2
	現代世界経済特論		2
	開発経済学特論		2
	労働経済学特論		2
	公共経済学特論		2
	ビジネス法特論		2
	地域経済特論		2

	国際関係特論		2
演習	テーマサーベイ	4	
	リサーチ演習	6	
	特別演習	6	
計		16	40

別表第3（第6条関係）

1 博士前期課程（研究コース）の履修方法

科目の区分等	修得単位数	備考
基礎講義科目	4科目8単位以上	教授会において審議し、研究科長が教育上有益と認めるときは、修得すべき単位数の全部又は一部を特化講義科目の単位で代えることができる。
特化講義科目	6科目12単位以上	
演習	10単位	
計	30単位以上	

2 博士前期課程（経営学修士コース）の履修方法

科目の区分等	修得単位数	備考
ベーシック科目	4科目8単位以上	経営学、会計学及びデータ・アナリシスの3科目6単位を含むこと。
コース科目	6科目12単位以上	
演習	10単位	リサーチ・メソッド2単位、テーマ・サーベイ2単位及びプロジェクト・スタディ6単位の計10単位とすること。
計	30単位以上	

別表第4（第6条関係）

博士後期課程の履修方法

科目の区分等	修得単位数	備考
意思決定基礎科目		すべて選択科目とする。
意思決定応用科目		すべて選択科目とする。
演習	16単位	テーマサーベイ4単位、リサーチ演習6単位及び特別演習6単位の計16単位とすること。
計	16単位以上	

4 長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程

平成17年3月14日
経済学研究科規程第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士前期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第4条の規定により博士前期課程修了の認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「前期修了予定者」という。）は、博士前期課程に1年以上在学し、長崎大学大学院経済学研究科規程（平成16年経済学研究科規程第1号。以下「規程」という。）第6条第1項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出時期は、博士前期課程第2年次の1月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第18条第1項ただし書の規定により課程修了の認定を受けるため論文を提出しようとする者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 前期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員（長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）第8条の2第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文内容の要旨 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、前期修了予定者の単独著作とする。

(学位審査委員の選出)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の審査に付議するものとし、教授会は、構成員のうちから学位審査委員を選出する。

2 前項の学位審査委員は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の学位審査委員の副査とすることができる。

- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第6条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告（別記様式第4号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行う。

（課程修了の可否）

第7条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否について審議し、学長に意見を述べるものとする。

（学位授与の期日）

第8条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第9条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「後期修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第6条第2項に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、1年以上あれば足りるものとする。

（論文提出の時期）

第10条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

（論文提出の手続）

第11条 後期修了予定者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第2号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第3号） 3部
- (4) 論文内容の要旨 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(5) 参考論文を添付する場合 3部

- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、後期修了予定者の単独著作とする。
- 3 第1項第5号の参考論文は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第12条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、論文を教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第13条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、後期修了予定者ごとに学位審査委員会を置く。

- 2 学位審査委員会は、主査1人及び副査2人以上計3人以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の学位審査委員の副査とすることができる。
- 5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは大学院又は研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究所若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(報告会)

第14条 研究科長は、研究科内で行う報告会において論文の発表を行わせるものとする。

- 2 前項の報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

第15条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び最終試験の結果の要旨（別記様式第6号）により、教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行う。

(課程修了の可否)

第16条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第17条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
 - (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第18条第2項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第4章 博士課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第18条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
 - (2) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
 - (3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
 - (4) その他教授会が前2号に掲げる者と同等以上と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号に規定する研究歴とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (3) 研究生として学部、研究科等に在学した期間
- (4) 官公庁、民間企業等の研究員として研究に従事した期間
- (5) その他教授会において、前各号と同等以上と認めた期間

(論文提出の手続)

第19条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、指導を受けた研究科の教授及び准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授及び准教授（以下「紹介教員」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第7号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第3号） 3部
- (4) 論文内容の要旨 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3部
- (6) 履歴書（別記様式第8号） 3部
- (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位修得退学証明書等 1部
- (8) 研究期間証明書（別記様式第9号。ただし、前条第1項第1号に定める者を除く。） 1部

2 論文は、原則として、印刷公表したものでなければならない。

(資格審査委員会)

第20条 申請者の論文提出の資格を審査するため、教授会に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、指導教員又は紹介教員及び教授会から選出された者3人以上計4人以上の委員（うち過半数は教授とする。）で組織する。

3 前項の委員は、研究指導担当適格者でなければならない。

(受理審査)

第21条 研究科長は、第19条の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会の受理審査に付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、論文の内容等について指導教員又は紹介教員に説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員会)

第22条 教授会は、前条第2項の規定により受理すべきものと決定したときは、申請者ごとに学位審査委員会を置く。

2 学位審査委員会は、主査1人及び副査3人以上計4人以上の委員で組織する。

3 教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の学位審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の学位審査委員の副査とすることができる。

5 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の学位審査委員に、他の研究科若しくは他の大学院又は研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。

6 教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、教授会構成員以外の教員又は他の研究科若しくは大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(論文の審査、試験及び試問)

第23条 学位審査委員は、第21条に規定する受理審査の日から1年以内に論文の審査、試験及び試問を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行う。

3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士後期課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合において、外国語（当該試問を受ける申請者が外国人であるときは、当該者の母国語を除いた言語）1種類を課すものとし、当該外国語の種類は、別に定める。

4 第18条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは、第1項の試問を免除することができる。

5 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第10号）により行うものとする。

(学位授与の可否)

第24条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を投票により審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第25条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 雑則

(補則)

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月14日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日経済学研究科規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日経済学研究科規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日経済学研究科規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日経済学研究科規程第3号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日経済学研究科規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月30日経済学研究科規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月12日経済学研究科規程第2号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学
長崎大学大学院経済学研究科
博士前期課程経済経営政策専攻
氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院経済学研究科博士前期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	2部
論文内容の要旨	2部

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

年 月 日入学
長崎大学大学院経済学研究科
博士後期課程経営意思決定専攻
氏名 印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文（添付する場合）	3部

論文審査の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
<p>題名：</p> <p>論文審査の結果の要旨</p>			

最終試験の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査	印	
	副査	印	
	副査	印	
<p>題名：</p> <p>最終試験の結果の要旨</p>			

令和 年 月 日

長崎大学長 殿

住所

氏名

印

学 位 申 請 書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士(経営学)の学位を授与願いたく、次のとおり関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文(添付する場合)	3部
履歴書	3部
卒業証明書等	1部
研究期間証明書	1部

履 歴 書

報告番号			
ふりがな 氏 名		性別	男・女
生年月日	年	月	日生
本 籍 (国 籍)	都・道・府・県		
現住所			
<p>学歴(学部卒業以降)</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>研究歴</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>職歴</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>資格</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

研究期間証明書

本籍(国籍)

氏名

年 月 日生

上記の者は、本機関において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

令和 年 月 日

研究機関の長

職印

記

- 1 研究に従事した期間
- 2 研究に従事した期間の身分
- 3 研究指導者職氏名
- 4 主たる研究事項
- 5 主たる業績

試験及び試問の結果の要旨

報告番号		氏名	印
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
<p>試験及び試問の結果の要旨</p>			

5 長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第4条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、長期履修を希望する始期の前学期の各学部又は各研究科（以下「各学部等」という。）が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長を経て、学長に申し出るものとする。ただし、各学部等に入学する者にあつては、入学前の各学部等が定める期日までに申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出があつたときは、各学部等の教授会の議を経て、長期履修を許可するものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。

ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

- 2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。
- 3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則（平成31年4月26日規程第22号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙)

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

令和 年 月 日

学 部 長
研 究 科 長 殿

_____ 学部・研究科

_____ 学科・専攻

学生番号（受験番号） _____

ふりがな
氏 名 _____ 印

下記のとおり，長期履修（長期履修期間の短縮）を希望するので申請します。

記

入学年月	卒業・修了希望年月	履修期間
令和 年 月	令和 年 月	年 月
在学中の勤務先名 (職 種)	()	
在学中の勤務先所在地	〒 - TEL ()	
申請理由		
履修計画		
指導教員等の意見		
指導教員等氏名 _____		

備考 長期履修期間の短縮を希望する場合は，当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

6 長崎大学大学院経済学研究科博士前期課程の学位審査に伴う論文報告会及び論文提出に関する取扱要領

平成23年2月23日 研究科教授会決定
改正 平成29年3月8日
一部改正令和2年9月9日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎大学大学院経済学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第24条及び長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）第26条の規定に基づき、学位審査に伴う論文報告会及び論文提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文報告会)

第2条 論文の審査を受けようとする者は、3回の論文報告会に参加し、テーマ報告（報告10分、質疑応答5分）、中間報告（報告15分、質疑応答5分）及び最終報告（報告15分、質疑応答5分）の順に発表を終えなければ、論文を提出することができないものとする。

2 論文報告会は、次の各号に定める時期に開催する。

- (1) 2年次の5月（原則としてテーマ報告会）
- (2) 2年次の7月（原則として中間報告会）
- (3) 2年次の11月（原則として最終報告会）

3 前項までの論文報告会について、次のいずれかの事由により発表できない場合は、原則として論文報告会の7日前までに所定の様式（別紙1）に証明書等を添付したうえで、指導教員を経て研究科長に論文報告会の変更を申し出て、許可を得るものとする。ただし、突発的な事由の場合は、論文報告会の7日後までに申し出るものとする。

- (1) 病気・負傷
- (2) 就職試験（内定式を除く。）、国家試験（税理士等）
- (3) 忌引
- (4) 交通機関のストライキ等
- (5) 不慮の災害
- (6) その他研究科運営委員会において止むを得ない事由と認められたもの。

4 休学者については、臨時の論文報告会を開催することを願い出ることができる。この場合の申請は、論文報告会の種類を明記して所定の様式（別紙1）により研究科長に願い出るものとする。

5 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の論文報告会については、別途教授会が定める。

(論文の提出時期)

第3条 論文の提出時期は、2年次の1月又は7月のいずれかとする。詳細の提出時期は、教授会が指定する。

2 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の論文提出時期は、別途教授会が定める。

(論文の体裁)

第4条 審査規程第4条に規定する論文の体裁は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 論文は、修士論文又は課題レポートとし、使用言語は、日本語又は英語とする。
- (2) 論文の字数(表紙、目次、論文要旨を除く。)は、日本語による場合は20,000字以上(A4用紙で、横書き、横40字、30行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算)、英語による場合は6,000語以上(A4用紙で、25行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算)とする。論文内容の要旨の字数は、日本語による場合は2,000字以内、英語による場合は1,200語以内とする。
ただし、論文の字数(論文内容の要旨の字数も含む。)は、論文提出前に申し出により専攻分野、論文の内容等を勘案して考慮することがある。
- (3) 前号ただし書きの考慮を申し出る者は、所定の様式により指導教員を経て研究科長の許可を受けなければならない。
- (4) 論文及び論文内容の要旨は、ワープロ又はパソコン浄書とし、A4版(1行40字×30行)、左余白3cm以上とする。手書きの場合は、400字詰め原稿用紙とする。
- (5) 論文の正本の作成は、次の各号のとおりとする。
 - ① 長期保存に耐えるよう正式装丁する。
 - ② 表紙には、論文題名、専攻名及び氏名を記載する。
 - ③ 表紙の色は黒色、文字は金文字とする。
 - ④ 製本費用は、自己負担とする。
 - ⑤ 論文の正本は、附属図書館経済学部分館で保存する。

(論文の審査及び最終試験)

第5条 論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表20分、口頭試問40分とし、別途審査協議20分の時間配当で行うものとする。

(その他)

第6条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、その都度教授会が審議し決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 制定後の第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年度以前の入学者についても準用する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

(別紙 1)

令和 年 月 日

経済学研究科長 殿

長崎大学大学院経済学研究科
学生番号
氏 名 印

論文報告会の変更について

令和 年 月 日開催の論文報告会について、下記理由により日程変更をお認め 頂
きますようお願いいたします。

論文報告会の種類： _____

変更理由： _____

.....

.....

変更後の論文報告会日 _____

論文報告会会場 _____

教務担当教員署名 _____

7 長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程の学位審査に伴う論文報告会 及び論文提出等に関する取扱要領

平成17年8月3日 教授会決定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎大学学位規則（以下「規則」という。）、長崎大学大学院経済学研究科規程（以下「研究科規程」という。）及び長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、学位審査に伴う論文報告会及び論文提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文報告会)

第2条 論文の審査を受けようとする者は、テーマサーベイ報告、特別演習中間報告及び博士論文中間報告の順に3回の論文報告会に参加し、発表を終えなければ、予備審査論文を提出することができないものとする。

2 論文報告会は、原則として、次の各号に定める時期に開催するものとし、何れの報告会も発表20分、質疑応答10分の時間配当で行う。時期の詳細は、教授会が別に定める。

- (1) テーマサーベイ報告会 1年次の第2 Semester（テーマサーベイのいずれかの時間）
- (2) 特別演習中間報告会 2年次の第2 Semester（特別演習のいずれかの時間）
- (3) 博士論文中間報告会 3年次の第1 Semester（特別演習のいずれかの時間）

3 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の報告会については、教授会が別に定める。

4 前項までの報告会について、次のいずれかの事由により発表できない場合は、原則として報告会の7日前までに所定の様式（別紙1）に証明書等を添付したうえで、指導教員を経て研究科長に報告会の変更を申し出ることができる。ただし、突発的な事由の場合は、報告会の7日後までに申し出るものとする。

- (1) 病気・負傷
- (2) 就職試験（内定式を除く。）、国家試験（税理士等）
- (3) 忌引
- (4) 交通機関のストライキ等
- (5) 不慮の災害
- (6) その他研究科運営委員会において止むを得ない事由と認められたもの。

(予備審査論文の提出等)

第3条 課程修了の認定を受けようとする者は、事前に予備審査に合格しなければならない。

2 予備審査論文の提出時期は、3年次の11月又は5月のいずれかとする。提出時期の詳細は、教授会が別に定める。

3 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の論文提出時期は、教授会が別に定める。

4 課程修了の認定を受けようとする者は、第2項に基づき次に掲げる書類を、指導教員を経て、研究科長

に提出するものとする。

- (1) 予備審査願（別紙様式第1号） 3部
- (2) 予備審査用論文（A4判横書（1行40字×30行）、日本語60,000字以上又は英語18,000語以上） 3部
- (3) 論文目録（別紙様式第2号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（別紙様式第3号）（日本語2,000字以内又は英語1,200語以内） 3部

5 予備審査用論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。

- (1) 参考論文は、学位論文の基礎となった論文で、学術誌に公表された（公表が決定された）ものとする。
- (2) 前号の公表論文は、単著で1編以上とし、うち1編は、査読ありのものとする。

6 研究科長は、予備審査論文の受理及び予備審査委員の選出（審査規程第13条準用）について教授会に付議しなければならない。

なお、予備審査委員の主査は指導教員を充て、副査は副指導教員を除くものとする。

7 予備審査は、予備審査出願者ごとに原則として発表40分、口頭試問80分とし、別途審査委員による審査協議20分の時間配当で行う。

8 予備審査委員は、所定の期日までに学位申請資格、学位論文としての形式等の適合性について審査し、その結果を研究科長に報告（別紙様式第4号）するものとする。

9 研究科長は、予備審査委員からの報告に基づき教授会の議を経て、その判定結果を速やかに出願者に通知するものとする。

（学位論文の提出等）

第4条 前条による合格者は、次に掲げる書類を指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（審査規程別記様式第2号） 3部
- (2) 学位論文 3部（A4判横書（1行40字×30行、左側余白3cm以上）、日本語60,000字以上又は英語18,000語以上）（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（審査規程別記様式第3号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（日本語2,000字以内又は英語1,200語以内） 3部
（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文 3部

2 学位論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。

- (1) 参考論文は、学位論文の基礎となった論文で、学術誌に公表された（公表が決定された）ものとする。
- (2) 前号の公表論文は、単著で1編以上とし、うち1編は、査読ありのものとする。

3 第1項の書類の提出時期は、3年次の1月又は7月のいずれかとする。提出時期の詳細は、教授会が別に定める。

4 研究科長は、論文の受理及び学位審査委員の選出について教授会に付議しなければならない。

5 審査規程第13条第2項に規定する学位審査委員は、指導教員及び論文の内容に関連する教育研究分野の教員（研究指導担当適格者）とする。

ただし、副査のうち1人は、指導教員をもって充てる。

- 6 学位審査は、出願者ごとに原則として発表40分、口頭試問80分とし、別途審査協議20分の時間配当で行うものとする。
- 7 学位審査委員は、所定の期日までに論文審査及び最終試験の結果を研究科長に報告(別記様式第5号及び第6号)するものとする。
- 8 研究科長は、前項の報告に基づき教授会に付議しなければならない。

(論文の体裁)

第5条 審査規程第11条に規定する論文の体裁は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 学位論文(以下「論文」という。)の使用言語は、日本語を原則とする。なお、英語については申し出により考慮することがある。
- 2 論文の字数(表紙、目次、論文要旨を除く。)は、日本語による場合は60,000字以上(A4用紙で、横書き、横40字、30行を標準とし、図、表、注、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算)、英語による場合は18,000語以上(A4用紙で、25行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算)とする。論文内容の要旨の字数は、日本語による場合は2,000字以内、英語による場合は1,200語以内とする。

ただし、論文の字数(論文内容の要旨の字数も含む。)は、論文提出前に申し出により専攻分野、論文の内容等を勘案して考慮することがある。

- 3 前項ただし書きの考慮を求める者は、所定の様式により指導教員を経て研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 論文及び論文内容の要旨は、所定の用紙を使用し、ワープロ又はパソコン浄書とする。その場合の用紙は、A4版(1行40字×30行)、左側余白3cm以上とする。
- 5 論文審査願、論文目録及び論文内容の要旨の様式は、別紙のとおりとする。
- 6 論文の正本は、次により作成するものとする。
 - (1) 長期保存に耐えうるよう、正式装丁する。
 - (2) 表紙には、別図のように論文題名、専攻名及び氏名を記載する。
 - (3) 表紙の色は黒、文字は金文字とする。
 - (4) 製本費用は、本人負担とする。
- 7 論文の正本は、附属図書館経済学部分館で保存する。

(補則)

第6条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、教授会が決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在本学に在学している者については、なお従前の例による。

(別紙1)

令和 年 月 日

経済学研究科長 殿

長崎大学大学院経済学研究科

学生番号

氏 名

印

報告会の変更について

私の報告会について、以下のとおり変更をお認め頂きますようお願いいたします。

報告会の種類：

変更理由：

.....

指導教員の意見.....

.....

.....

指導教員署名.....

変更後の報告会日

報告会会場

教務担当教員署名

8 長崎大学大学院経済学研究科博士後期課程を経ない者に係る学位審査に伴う 論文提出等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎大学学位規則（以下「規則」という。）及び経済学研究科学位審査規程（以下「規程」という。）に基づき、博士後期課程を経ない者に係る学位審査に伴う学位請求論文（以下、論文という）の提出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文の提出等)

第2条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に資格審査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請者は、論文提出の有資格者(規程第18条)でなければならない。
- 3 論文の提出時期は、毎年、5月又は11月の何れかとする。提出時期の詳細は、教授会が定める。
- 4 申請者は、次に掲げる書類を指導教員又は紹介教員を経て、研究科長に提出するものとする。指導教員および紹介教員は研究指導担当適格者でなければならない。
 - (1) 学位申請書(別記様式第7号) 4部
 - (2) 論文(日本語60,000字以上又は英語18,000語以上) 4部(他に審査用として必要部数を添付すること。)
 - (3) 論文目録(別記様式第3号) 4部
 - (4) 論文内容の要旨(所定の様式)(日本語2,000字以内又は英語1,200語以内) 4部(他に審査用として必要部数を添付すること。)
 - (5) 参考論文 4部
 - (6) 履歴書(別記様式第8号) 4部
 - (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位取得退学証明書等 1部
 - (8) 研究期間証明書(別記様式第9号。ただし、規程18条第1項第1号に定める者を除く。) 1部
- 5 論文は、参考論文を基礎に作成されたものとする。論文は印刷公表したものでなければならない。
 - (1) 参考論文は、論文の基礎となったもので、世界あるいは全国水準での審査制学術誌に公表された(公表が決定された)ものとする。
 - (2) 前号の参考論文は、単著で3編以上とし、国際学会若しくは全国規模の学会における報告(単独)を、参考論文ごとに1回以上行っているものとする。
- 6 研究科長は、第2条第4項の申請があったときは、資格審査委員会の設置(規程第20条)について研究科運営委員会の議を経て、教授会に付議しなければならない。
 - (1) 資格審査委員の主査は指導教員又は紹介教員を充て、副査は教授会から選出された者とする。
 - (2) 前号の委員は、研究指導適格者でなければならない。
- 7 資格審査委員は、所定の期日までに学位申請資格、学位論文としての形式等の適合性について審査し、その結果を研究科長に報告(所定の様式)するものとする。
- 8 研究科長は、資格審査委員の審査を経て、論文の受理及び学位審査委員会(規程第22条)の設置について、研究科運営委員会の議を経て、教授会に付議しなければならない。

(論文の審査、試験及び試問)

第3条 学位審査委員は、規程第23条の規定により、受理審査の日から1年以内に論文の審査、試験及び試問を行うものとする。

- 2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語による口頭又は筆答により行う。

- 3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士後期課程を修了して学位が授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。
- 4 前項の試問においては、外国語（当該試問を受ける申請者が外国人である場合は、当該者の母国語を除いた言語）1種類を課す。当該外国語の種類は、教授会が定める。
- 5 第1項における論文の審査は、申請者ごとに原則として発表40分、口頭試問80分とし、別途審査協議20分の時間配当で行うものとする。
- 6 第1項の報告は、所定の期日までに論文審査の結果の要旨（別記様式第5号）及び試験及び試問の結果の要旨（別記様式第10号）により行うものとする。

（学位授与の可否）

第4条 研究科長は、前項の報告に基づき学位授与の可否（規程第24条）について、教授会に付議しなければならない。

（学位授与の期日）

第5条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日（規程第25条）は、合格した日を原則とする。

（補則）

第6条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、教授会が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月12日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

9 長崎大学大学院経済学研究科における長期履修の取扱いに関する内規

平成19年3月5日 研究科運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学における長期履修の取扱いに関する規程（以下「長期履修規程」という。）及び長崎大学大学院経済学研究科規程第15条の2の規定に基づき、長崎大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で標準修業年限内の修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると学長が認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、標準修業年限の2倍を超えない範囲において、学期を単位として認める。

(在学期間及び休学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間及び休学期間は、長期履修規程第4条及び第5条の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、長崎大学長期履修規程第6条に定める別紙申請書により、研究科長を経て学長に申し出るものとする。

- (1) 新たに入学する者で長期履修の適用を入学時から希望する者 本研究科が指定する日
- (2) 在学生で長期履修の適用を第1 Semesterから希望する者
当該 Semester の直前の2月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）
- (3) 在学生で長期履修の適用を第2 Semesterから希望する者
当該 Semester の直前の8月末日（その日が土曜日又は日曜日にあたるときには、直近の金曜日）

2 学長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第6条 長期履修の期間の変更及び短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、長期履修規程第7条の定めるところによる。

2 前項における期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までに長崎大学長期履修規程第6条に定める別紙申請書により、研究科長を経て学長に申し出るものとする。ただし、標準修業年限への短縮（長期履修の取り止め）についての提出期限は、最終年次における本項第2号に掲げる期日とする。

(1) 短縮の適用を第1 Semesterから希望する者

当該 Semester の直前の2月末（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）

(2) 短縮の適用を第2 Semesterから希望する者

当該 Semester の直前の8月末日（その日が土曜日又は日曜日の場合は、直近の金曜日）

3 学長は、前項の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を認めるものとする。

(認定の通知)

第7条 第5条及び第6条による認定の可否は、本人あてに文書により速やかに通知するものとする。

(教育課程の編成及び履修指導)

第8条 長期履修を認められた者に係る教育課程の編成は、本研究科が定めた履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

2 長期履修を認定された者に対する履修指導は、本人及び指導教員と相談のうえ研究科運営委員会が行う。

(授業料)

第9条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長期履修規程第8条の定めるところによる。

附 則

1 この内規は、平成19年3月5日から施行する。

2 平成19年度の第1 Semesterからの適用に係る長期履修を申請する在学生の提出期限は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず、平成19年3月22日とする。

附 則

この内規は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年5月17日から施行し、改正後の長崎大学大学院経済学研究科における長期履修の取扱いに関する内規の規定は、令和5年4月1日から適用する。

V 図書館利用案内

附属図書館経済学部分館利用案内

開館時間	月～金曜日 ただし、休業期等 土曜・日曜・祝日	8:30～21:45 8:30～17:00 12:00～18:00
休館日	年末年始等	
連絡先	TEL (095)820-6309(直通) 内線 223 FAX (095)820-6313 E-mail econlib@ml.nagasaki-u.ac.jp	
附属図書館ホームページ	http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/	
附属図書館経済学部分館ホームページ	http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/eco/ (※lbは、える・びー)	

入 退 館

- 図書館へ入る
入館には学生証が必要です。
学生証を入館ゲートのカードリーダーに接触させるとゲートが開き、入館できます。
- 図書館から出る
「退館ゲート」から出てください。
ゲートには図書無断持出防止装置があります。図書館資料の貸出手続きをしないで通過すると、警告ブザーがなりバーがロックされます。(注意：無断持ち出しは犯罪行為です)
注：携帯電話・電卓などの電子機器類に反応し、ブザーがなることがあります。
手荷物などの確認にご協力ください。

貸出と返却

- 借りる方法
本を借りるには、**学生証**が必要です。カウンター横の図書自動貸出装置（セルフ式）が便利です。

貸出冊数と期間

10冊・2週間 借りることができます。(書庫内資料は20冊・30日)

※中央図書館・医学分館の図書も借りることができます。

※**貸出期間の延長**は他の利用者の予約がなければ、**2回**まで可能です。

延長手続きは、カウンターまたは図書館ホームページから行うことができます。

※学位請求論文執筆用に経済学部分館資料に限り5冊/60日間の貸出もできます。

- 返却する方法
カウンターへ返却してください。閉館中は、入口の返却ポストをご利用ください。
中央図書館・医学分館に返却することもできます。
注：返却期限を過ぎると新たに本を借りることができなくなります。

資料と設備

- 1階
 - ・辞書・事典，年鑑・白書などの参考図書
 - ・新着図書
 - ・新着雑誌
 - ・新聞

 - ・カウンター
 - ・ラーニング・commons
 - ・グループ学習室
 - ・学生用パソコン(1台)
 - ・無線 LAN
 - ・蔵書検索用パソコン(1台)
 - ・プリンター兼用コピー機・校費コピー機(カウンターでの手続きが必要)
 - ・軽食用自動販売機
 - ・長崎学資料展示室

- 2階
 - ・閲覧室
 - ・学習図書(シラバス図書・レポート作成支援図書・語学図書・郷土資料など)
 - ・DVD
 - ・新着雑誌

 - ・蔵書検索用パソコン (1台)
 - ・無線 LAN
 - ・貴重書収蔵庫

- 書庫
 - ・3層：洋図書・旧高商時代の洋図書
 - ・2層：洋雑誌・旧高商時代の和図書
 - ・1層：和図書・和雑誌

- 地下
 - ・多目的室
 - ・明治大正昭和期新聞庫

資料の探し方

- 書架で探す
図書は**主題別**(日本十進分類法)で配架されています。

- オンライン目録(OPAC)で探す
図書館のホームページにある **長崎大学図書館 OPAC** から本学所蔵を調べられます。

- 電子ジャーナルリンク集で探す
本学から全文を閲覧可能な約 20,000 タイトルの電子ジャーナルをリストアップしています。

- データベースリンク集で探す
論文情報・百科事典・新聞記事などのデータベースをリストアップしています。

その他の図書館サービス

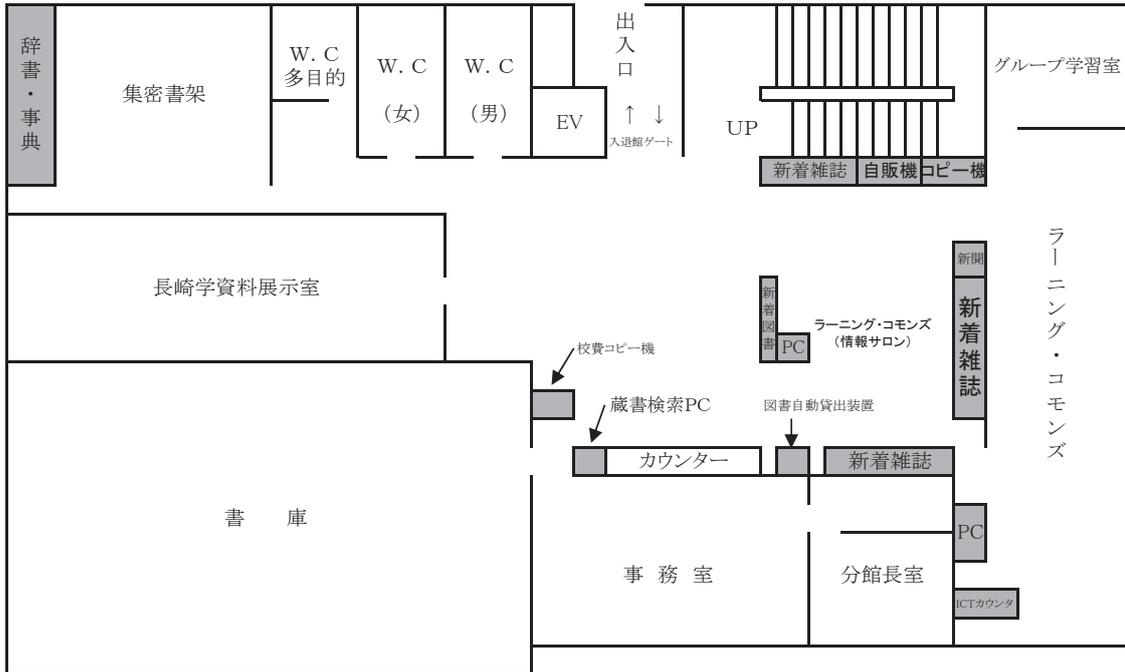
- レファレンス・サービス(窓口相談)
 - ・ **学習・調査に必要な情報を探すお手伝い**をします。
☆資料の探し方, 参考図書の使い方, 文献の調査・収集法など
- 図書館ガイダンス
 - ・ 図書館の利用, 図書・雑誌の検索方法, 新聞記事, 電子ジャーナル, データベースの利用説明会を行っています。
- 他大学図書館の利用
 - ・ 学外の図書館に**文献複写**や**図書の借用依頼**ができます(有料)
 - ・ 他大学図書館を利用する場合は, **紹介状**を発行します。
- パソコンの利用
 - ・ **学生用パソコン(長大 ID が必要)**と蔵書検索用パソコンが利用できます。
 - ・ **無線 LAN サービス(長大 Wi-Fi)**が館内全域で利用可能です。
 - ・ **スキャナ**はカウンターでお貸しします。(館内利用)
 - ・ ICT カウンター(水:13~17 時/金:13~20 時)ではパソコンに関する各種質問・相談を受付けています。
- コピー機の利用
 - ・ 1階に**プリンター兼用のコピー機**があります。
 - ・ 図書館の資料は, 著作権法の範囲内でコピーできます。注意事項を守って利用しましょう(有料)
 - ・ 校費コピー機ご利用の際は, カウンターでの手続きが必要です。
- グループ学習室の利用
 - ・ 1階に**3名~10名程度のグループで学習**できる部屋があります。
 - ・ ゼミや勉強会・ディスカッションの場としてご利用ください。
 - ・ 備付の大型モニターやプロジェクターでパソコンの画面を投影出力することができます。
プロジェクターはカウンターでお貸しします。
- 貴重資料展示
 - ・ 図書館のホームページから電子化された貴重資料を見ることができます。
 - ・ 経済学部分館の展示室には, 経済学部の前身である長崎高等商業学校の武藤長蔵博士旧蔵の資料などを展示しています。見学希望の方は事前にお申込ください。

◎ 図書館で守ってもらいたいこと

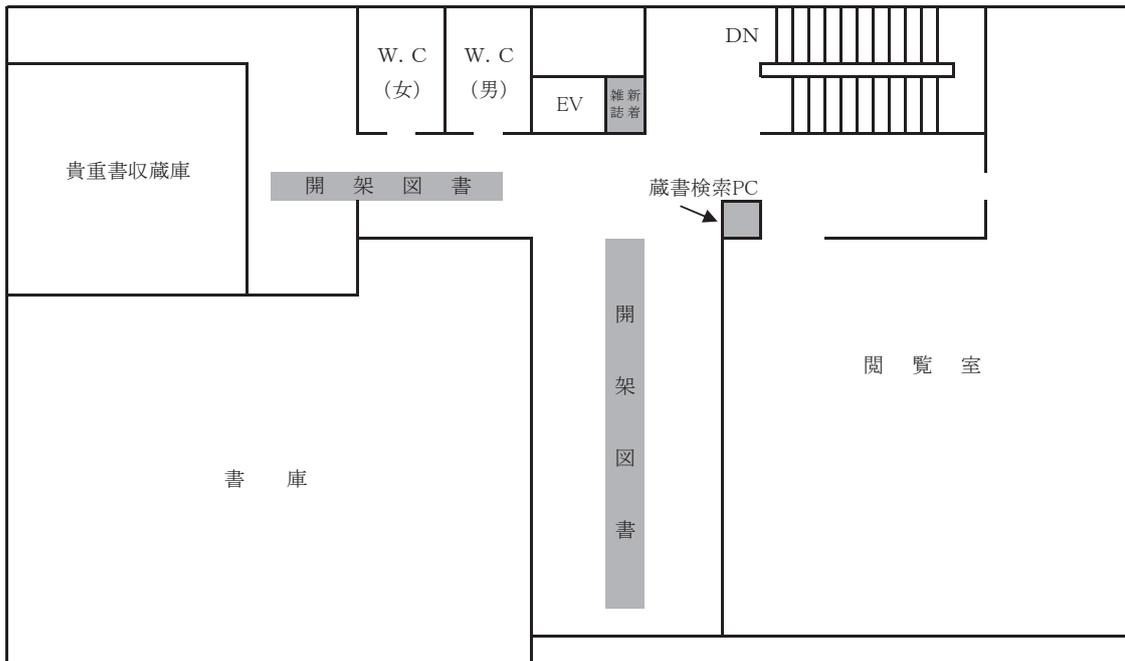
- 館内では**静かに**しましょう!
- 館内での**携帯電話**は禁止です!
- 館内での**飲食**は**所定の場所**で!

附属図書館経済学部分館

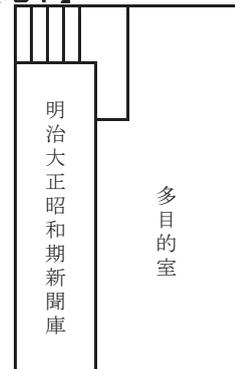
【1 階】



【2 階】

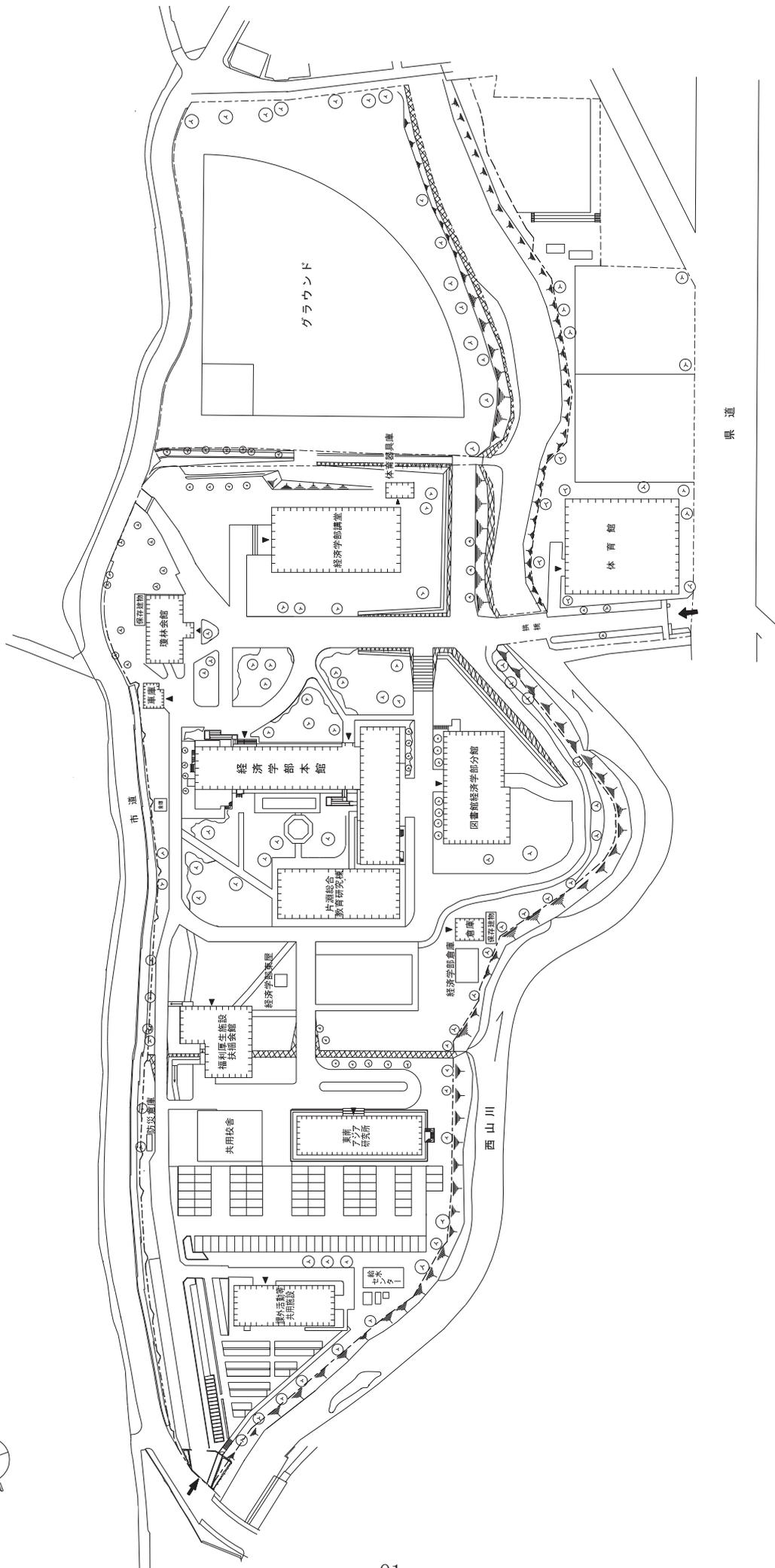


【地下】



VI 経済学部配置略図

長崎大学片洲地区配置図



本館配置図

4階

421 43演習室	422 WC(男)	423 44演習室	424 45演習室	425 46演習室	426 情報化推 進室	427 給湯 室	428 PS EPS	階段	EV	405 MS1
階段	401 41演習室	402 42演習室	403 大学院生研究室(博士後期) 315				404 MS3		405 MS2	

3階

321 メンテナンス ルーム	322 WC(女)	323 オープンラボ4		324 34演習室	325 リフレッシュ ルーム	326 PS EPS	階段	EV	327 大学院生研究室(博士前期)
階段	301 オープンラボ1		302 オープンラボ2	303 31演習室	304 32演習室		305 33演習室		306 大学院生研究室(博士前期)

2階

	223 WC(女)	224 WC(男)	225 24演習室	226 25演習室	227 リフレッシュ ルーム	228 PS EPS	階段	EV	229 大会議室
階段	202 医務室		203 23演習室	204 中会議室			205 小会議室	206 準備室	207 学部長室

1階

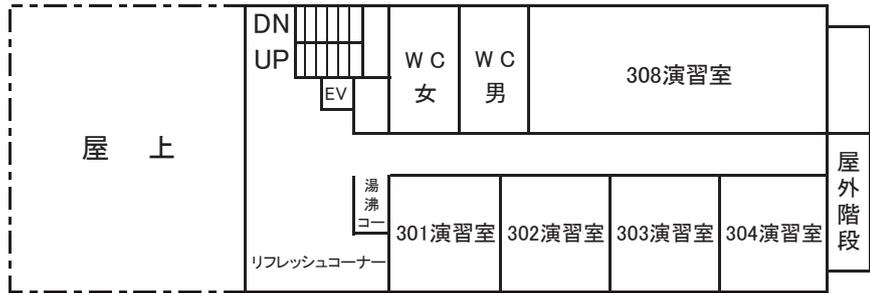
	122 WC(女)	123 WC(男)	124 非常勤講師室	125 印刷室	126 情報コーナー		127 PS EPS	階段	EV	129 WC (男)	130 WC (女)	107 総務係
階段	相談 コーナー	103 就職相談室		104 作業室	105 大学院係		玄関		106 打合室			

総合教育研究棟配置図

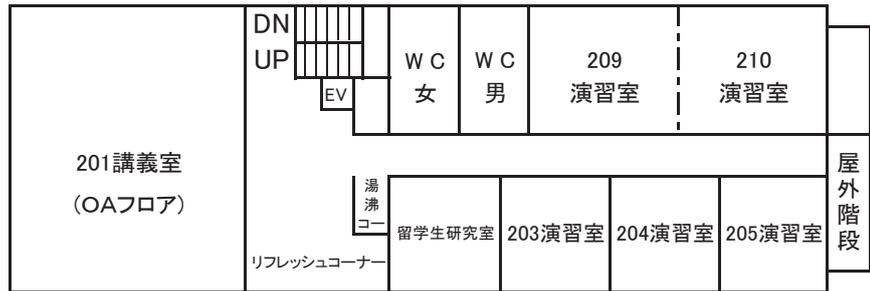
4階



3階



2階



1階

